



新旧対照表

○神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1) 条例第11条第1項の規定により、施設管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は知事が指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させること。</p> <p>(2) 条例第12条の規定により、施設管理者に対し、<u>必要な指導及び助言をし、又は必要な措置を講ずべきことを勧告すること。</u></p> <p>(3) 条例第13条第1項の規定により、公共的施設の名称等を公表すること。</p> <p>(4) 条例第13条第2項の規定により、施設管理者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(5) 条例第14条の規定により、勧告に従わない施設管理者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(6) 条例第17条に規定する過料処分に関すること。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、横浜市及び川崎市の区域以外の区域における事務は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1) 条例第12条第1項の規定により、施設管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は知事が指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させること。</p> <p>(2) 条例第13条の規定により、施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを<u>指導し、又は勧告すること。</u></p> <p>(3) 条例第14条第1項の規定により、公共的施設の名称等を公表すること。</p> <p>(4) 条例第14条第2項の規定により、施設管理者に意見を述べる機会を与えること。</p> <p>(5) 条例第15条の規定により、勧告に従わない施設管理者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずること。</p> <p>(6) 条例第18条に規定する過料処分に関すること。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(表示)</p>
<p>(身分証明書の様式)</p> <p>第3条 条例第11条第2項の証明書は、<u>別記様式</u>とする。</p> <p>(公表)</p> <p>第4条 条例第13条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 条例第13条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p> <p>(弁明の機会の付与の方式等)</p> <p>第5条 条例第17条の規定による過料処分に係る弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3条 <u>条例第11条第1項に規定する規則で定める表示は、第1号様式とする。</u></p> <p>(身分証明書の様式)</p> <p>第4条 条例第12条第2項の証明書は、<u>第2号様式</u>とする。</p> <p>(公表)</p> <p>第5条 条例第14条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 条例第14条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。</p> <p>(弁明の機会の付与の方式等)</p> <p>第6条 条例第18条の規定による過料処分に係る弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>第6条 条例第17条の規定による過料処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3の規定による告知及び弁明の機会の付与は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第7条 条例第18条の規定による過料処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3の規定による告知及び弁明の機会の付与は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、弁明書の提出期限の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第7条 (略)</p> <p>(過料処分の通知)</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>(過料処分の通知)</p>
<p>第8条 行政庁は、条例第17条の規定による過料処分を行う場合は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、当該過料処分の理由を示した書面により、その旨を通知するものとする。</p>	<p>第9条 行政庁は、条例第18条の規定による過料処分を行う場合は、当該過料処分の名宛人となるべき者に対し、当該過料処分の理由を示した書面により、その旨を通知するものとする。</p>
<p>第9条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第10条 (略)</p>
<p>別記様式（第3条関係）（表）（用紙 縦6センチメートル 横9センチメートル）</p>	<p>第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A6以上縦長型）</p> <p>第2号様式（第4条関係）（表）（用紙 縦6センチメートル 横9センチメートル）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写  真</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;"> <p>所 属 職 名 氏 名</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">上記の者は、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第11条に規定する立入調査等の権限を有する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">神奈川県知事印</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写  真</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: right;"> <p>所 属 職 名 氏 名</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">上記の者は、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第12条に規定する立入調査等の権限を有する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">神奈川県知事印</p> </div>
<p>備考 1 県のマークは白抜きとし、文字は黒色とする。 2 写真は縦2.5センチメートル、横1.8センチメートルとする。</p>	<p>備考 1 県のマークは白抜きとし、文字は黒色とする。 2 写真は縦2.5センチメートル、横1.8センチメートルとする。</p>
<p>(裏)</p>	<p>(裏)</p>

新

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（抜粋）

（立入調査等）

第 11 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、その管理する公共的施設における受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 略

（罰則）

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1）第 11 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（2）略

旧

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（抜粋）

（立入調査等）

第 12 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対し、受動喫煙の防止に関する取組の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 略

（罰則）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1）第 12 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（2）略